



2012年8月1日

各 位

会社名 参天製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 黒川 明  
(コード番号 4536 東証・大証第1部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーショングループ グループマネージャー 日比貴史  
(TEL 06-6321-7007)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2012年8月1日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等に考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいりました。また、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向と自己資本当期純利益率（ROE）を掛け合わせた数値である自己資本配当率（DOE）を配当指標として採用しています。当社は、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2011-2013年度における中期経営計画ではDOE 5%を目標数値としています。

かかる状況の下、2012年7月上旬、当社の第二位株主である三田産業株式会社（2012年8月1日現在の保有株式数 4,756,281 株。2012年7月31日現在の発行済株式総数（87,155,703 株）に対する割合 5.46%（小数点以下第三位を四捨五入）。以下「三田産業」といいます。）より、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。三田産業は、当社の創業家の資産管理業務を行っている会社であります。なお、当社と三田産業との間に人的・資本・取引関係はありません。

当社は、三田産業からの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることで、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、三田産業以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、5,000,000株（2012年7月31日現在の発行済株式総数（87,155,703株）に対する割合5.74%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限としております。

また、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。2012年6月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金及び有価証券）は約660億円であり、本公開買付けの買付資金として約140億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保でき、さらに、事業から生み出されるキャッシュ・フローは安定的に蓄積するため、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は2012年8月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。当社は三田産業より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式については、年内を目処にその全部を消却する予定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	5,000,100株（上限）	14,000,000,000円（上限）

- (注1) 発行済株式の総数 87,155,703株（2012年7月31日現在）  
 (注2) 発行済株式総数に対する割合 5.74%（小数点以下第三位を四捨五入）  
 (注3) 取得する期間 2012年8月2日から2012年9月24日まで

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議日	2012年8月1日（水曜日）
② 公開買付開始公告日	2012年8月2日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
③ 公開買付届出書提出日	2012年8月2日（木曜日）
④ 買付け等の期間	2012年8月2日（木曜日）から 2012年8月29日（水曜日）まで（20営業日）

### (2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金2,782円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社

大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である 2012 年 8 月 1 日の前営業日（同年 7 月 31 日）の当社普通株式の終値 3,335 円、同年 7 月 31 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,284 円（小数点以下を四捨五入）、及び同年 7 月 31 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,092 円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、2012 年 7 月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として 10%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募について三田産業に打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。これにより、当社は、三田産業より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

以上の結果、買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、2012 年 7 月 31 日までの過去 3 ヶ月間の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,092 円（小数点以下四捨五入）に対して 10%のディスカウント率を適用して一円未満の額を切捨てた 2,782 円とすることを、2012 年 8 月 1 日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、買付価格である 2,782 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である 2012 年 8 月 1 日の前営業日（同年 7 月 31 日）の当社普通株式の終値 3,335 円から 16.58%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 7 月 31 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,284 円（小数点以下を四捨五入）から 15.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 7 月 31 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,092 円（小数点以下を四捨五入）から 10.03%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

## ② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等に考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいりました。かかる状況の下、2012 年 7 月上旬、当社の第二位株主である三田産業より、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、三田産業からの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、2012 年 7 月下旬に当社普通株式の市場価格を基礎として 10%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募について三田産業に打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。これにより、当社は、三田産業より、当社が自己株式の公開買付け

を決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

以上の結果、買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、2012年7月31日までの過去3ヶ月間の大阪証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,092円（小数点以下四捨五入）に対して 10%のディスカウント率を適用して一円未満の額を切捨てた 2,782円とすることを、2012年8月1日開催の取締役会において決定いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	5,000,000株	一株	5,000,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(5,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(5,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 5.74%

#### (5) 買付け等に要する資金

13,932,000,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積り額の合計です。

#### (6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日  
2012年9月21日(金曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について  
税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10%（所得税7%、住民税3%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20%（所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7%（所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20%（所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、7%（所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2012年8月29日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（2012年9月20日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買

付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社の第二位株主である三田産業は、当社普通株式 4,756,281 株 (2012 年 8 月 1 日現在) (2012 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数 (87,155,703 株) に対するその保有する割合は 5.46% (小数点以下第三位を四捨五入)) を保有しておりますが、同社からは、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。
- ③ 当社は、平成 24 年 8 月 1 日付で「平成 25 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

#### 平成 25 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結) の概要

(平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日)

##### (イ) 損益の状況

会計期間	平成 25 年 3 月期 第 1 四半期連結累計期間
売上高	27,958 百万円
売上原価	9,448 百万円
販売費及び一般管理費	12,387 百万円
営業外収益	466 百万円
営業外費用	42 百万円
四半期純利益	4,277 百万円

##### (ロ) 1 株当たりの状況

会計期間	平成 25 年 3 月期 第 1 四半期連結累計期間
1 株当たり四半期純利益	49.07 円
1 株当たり配当額	—
1 株当たり純資産額	1,885.56 円

(ご参考) 2012 年 6 月 30 日時点の保有自己株式数

発行済株式総数 (自己株式を除く) 87,154,108 株

自己株式数 1,595 株

以 上